

諮問番号：諮問第 176 号

答申番号：答申第 176 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) ケースワーカーから既に処分が決定しているものを、覆すことはできないと。法的にも何ら問題がないとする発言は何を根拠にしているのか。

生活保護決定通知書の下備考にもこの決定に不服がある時はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対し審査請求をすることができると書かれている、ケースワーカーは審査請求人に対して不服審査請求ができないといっている説明をしている。

- (2) 審査請求人は令和元年 10 月 10 日処分庁に於いて審査請求人の妻（以下「妻」という。）の入院期間が 1 か月を越えた場合は入院患者日用品費に変更されるから、1 か月を越えないためにも月末には退院させるとケースワーカーへ届出している。ケースワーカーは審査請求人が届出の時点で、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）についての説明を行う義務があるのではないか。

- (3) ケースワーカーより令和元年 10 月 29 日処分庁にて入院患者日用品費について説明。病院から同年 10 月 18 日提出された医療要否意見書の説明である（入院見込み期間が 1 か月であったため）これをくり返すだけである。

医療要否意見書だけで入院患者日用品費の基準を算定している。

保護基準では、入院患者日用品費は、病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ）に1か月以上入院する者について算定することとなっており、これを優先すべきである。

- (4) 審査請求人はすでに退院の届出をしている。

法は保護の実施機関に対して「常に被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要と認めるときはすみやかに職権をもってその決定を行う」ことと規定している（法第25条第2項）。

「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものである。しかし実施機関の側においても積極的に対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることは言うまでもない」実施機関の教示、援助義務、生活保障給付の実施機関は、何人に対しても相談を受けたときは、当該相談者が必要とする生活保障給付の内容及び申請手続を教示し必要な援助を行わなければならない（行政手続法（平成5年法律第88号）改正第7条7項新設）。

- (5) 審査請求人は令和元年11月7日処分庁へ赴き保護第3課7係係長、ケースワーカーと面談室にて再度入院患者日用品費の説明を求めた。

係長より医療要否意見書の入院が1か月の見込みである事が算定の基準である。審査請求人は生活保護手帳には入院が1か月以上の者とされているのではないかと聞くと、係長は保護手帳は関係ない、我々は厚生省からの生活保護実施要領に基づいて行っている、不服があるのなら法律を変えてくださいこの様な説明である。月の始めに入院し10日又は20日で退院しても要否意見書が1か月の見込みであると、なっているから入院患者日用品費として算定できる、入院の期間は関係ない、今回はたまたま月の始めの入院だから仕方がないからあきらめて月の始めを避けて入院してくださいと、審査請求人は言われているように受け止めた。任意の入院であるはずが強制入院の扱いである。

国の通知等には、月の中途（2日以降）の入院の場合に翌月初日から月の始めの入院については規定があいまいとされている事に処分庁は法を逸脱しているかのような実施要領を恣意的に判断し保護行政を行っていると思えない。

- (6) 「1か月」の期間の算定は法に特段の定めがないため、民法の一般的な期間計算の定めに従い初日不算入として計算し「入院の翌月の応当日の満了」（例えある月の

5日入院した場合は翌月の5日の満了)をもって「1か月」となるとしておりこの考え方により、入院患者日用品費が算定されるべき期間を決めるべきである。

担当ケースワーカーが代わるたびに被保護者は安心して生活が出来なくなっている。ケースワーカーは審査請求人が病院の退院日を電話連絡した時から又妻が病院を退院してからも生活状況の把握の為の家庭訪問や電話での問い合わせ等一度もなく、審査請求人からの申請や報告だけである。

一時扶助申請書を提出しても申請日を間違えた決定通知書を渡される。

処分庁宛異議申し立て書を係長へ預けたが回答がない。

ケースワーカーの要件とはなんですかと質問しても答えられないケースワーカーがほとんどである生活保護業務に従事するケースワーカーは保護の実施要領等を骨とし、これに肉をつけ、血を通わせ、あたたかい配慮のもとに生きた生活保護行政を行うよう、実施されることを期待するものであると保護手帳に書かれている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、妻の実際の入院期間が1か月を下回っていたにもかかわらず、処分庁が令和元年10月1日以降の妻の基準生活費を居宅基準から入院患者日用品費に変更することを含めた本件処分を行ったことが、法令及び処理基準に基づいて適正に行われたものであるかどうかという点にあるので、以下判断する。

1 妻の基準生活費の変更について

保護基準別表第1第3章の1の(2)のアは、入院患者日用品費の基準額を月額23,110円以内とし、これを「病院又は診療所(中略)に1箇月以上入院する」場合に算定するものとしている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(3)のエは、入院患者日用品費をいつから算定するかについては、保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初

日から計上することとされ、生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 7 の 29 の答の(1)によれば、月の中途（月の 2 日以降）で入院した者である場合は、入院患者日用品費は、入院日の属する月の翌月の初日から計上されることとなる。

妻は、令和元年 9 月 30 日に入院しており、医療要否意見書には、入院先の病院の医師により診療見込期間（入院）は 1 か月であると記載されており、処分庁の嘱託医の意見としてその治療を必要と認める旨の記載がある。

このことから、処分庁は、妻の入院期間が 1 か月であることを医療要否意見書の記載事項から確認し、嘱託医の意見を得るという慎重な手続を経た上で、入院日の翌月の初日である令和元年 10 月 1 日から、妻の基準生活費を居宅基準から入院患者日用品費に変更し本件処分を行ったものであると認められる。

以上より、本件処分に不合理な点は認められない。

2 妻の実際の入院期間について

妻は令和元年 10 月 28 日に退院しており、実際の入院期間は 1 か月を下回っている。

しかしながら、問答集問 7 の 29 の答の(1)は、実際の入院期間が 1 か月を下回っていた場合でも、当初入院期間が 1 か月以上になることが見込まれているならば、入院期間が結果的に 1 か月未満になったとしても、一旦認定した入院患者日用品費の額の計上を取り消すことなく認定するとされている。

そうであれば、処分庁は医療要否意見書の記載内容に基づき、妻の入院期間が 1 か月であると見込んだ上で本件処分により入院患者日用品費を認定しており、実際の入院期間が 1 か月を下回っている場合でも、入院期間における入院患者日用品費の額の計上を取り消す必要はないと認められる。

以上より、処分庁が令和元年 10 月 1 日以降の妻の基準生活費を居宅基準から入院患者日用品費に変更し本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、妻の入院期間が 1 か月を越えた場合は入院患者日用品費に変更されるから、1 か月を越えないためにも月末には退院させるとケースワーカーへ届出をしたと主張している。

しかしながら、処分庁は医療要否意見書について嘱託医の意見を得たうえで本件処分を行っており、仮に審査請求人の主張するような届出が行われていたとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当であるとすることはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 4 年 10 月 11 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 11 月 10 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

法は、保護の程度について「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（第 8 条第 1 項）こととし、保護の基準について「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」（第 8 条第 2 項）と規定している。

これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護基準を定めており、年齢別、地域別等に区分した基準生活費等の最低生活費を規定している。保護基準別表第 1 第 3 章は、入院患者日用品費について、基準額を月額 23,110 円以内とし、「病院又は診療所（中略）に 1 箇月以上入院する者」について算定するとしている。

また、局長通知第 7 の 2 の (3) のエは、保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上することとしている。

妻は、令和元年 9 月 30 日に入院しており、医療要否意見書には、入院先の病院の医師により診療見込期間（入院）は 1 か月であると記載されており、処分庁の嘱託医の意見として、その治療を必要と認める旨の記載がある。

処分庁は、妻の入院見込期間について、医療要否意見書の記載事項のほか嘱託医の意見に基づき客観的に判断をしたうえで、入院日の翌月の初日である令和元年 10 月 1 日から、妻の基準生活費を居宅基準から入院患者日用品費に変更する本件処分を行ったことが認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、妻の入院期間が結果的に 1 か月に満たなかったことから、妻の

10月分の基準生活費について、入院患者日用品費ではなく居宅基準によるべきである旨を主張しているものと解される。

問答集問7-29では、見込入院期間が1か月以上で居宅から入院した被保護患者の入院期間が結果的に1か月未満になった場合の取扱いについて、一旦認定した入院患者日用品費の額の計上は取り消すことなく認定するとされており、局長通知第7の2の(3)のキでは、入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院した場合は、入院患者日用品費は退院の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更を日割計算により行うこととされている。

処分庁はこれらの通知等に則り、妻の退院日の翌日である令和元年10月29日以降、妻の基準生活費について入院患者日用品費から居宅基準へと変更する処分を行ったことが認められ、処分庁の当該判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也